

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇教委告示 昭和三十九年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項
- 昭和三十九年度鳥取県立高等学校県外志願者取扱要項
- 昭和三十九年度鳥取県立高等学校学区外志願者取扱要項

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第三十五号

昭和三十九年度鳥取県立高等学校入学選抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十八年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

### 昭和三十九年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項

昭和三十九年度県立高等学校の全日制課程及び定時制課程の第一学年生徒の募集及び入学選抜を次の要項によつて実施する。

- 一 各高等学校募集生徒数  
各高等学校の課程別募集生徒数は、別に定める。
- 二 出願資格
  - 1 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(昭和三十九年三月卒業見込の者を含む。)
  - 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十四号)第六十三条の各号の一に該当する者
- 三 出願手続
  - 1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区域に従わなければならない。
  - 2 志願者は、希望により第一志望のほかに第二志望として他の学校、課程及び学科を出願することがで

- きるが、同時に二以上の学校を第一志望校として出願することはできない。ただし、この場合において、分校は、本校とは異つた学校とみなして取り扱う。
- 3 志願者は、入学志願書(用紙は、県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円の鳥取県収入証紙をはり(消印をしてはならない。)、出身中学校長を経由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。
  - 4 第一志望校の校長は、願書を受け付けたときは、受検証を交付しなければならない。
  - 5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に調査書(用紙は、県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。
  - 四 志願者の属する通学区の決定
    - 1 志願者の属する通学区は、志願者が生活をともにする保護者(親権者又は後見人。以下同じ。)の居住地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

- 2 志願者が保護者と同居し、かつ、居住地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際次の書類を添えて提出しなければならない。
  - (一) 保護者と同居の居住証明書
  - (二) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書
  - (三) 区域外就学の理由を証明するに足る書類
- 3 やむを得ない事情で現在面規が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者居住地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて二月六日(木)から二月十一日(火)までの間に県教育委員会(高校教育課)に提出し、学区の認定を受けなければならない。
  - (一) 保護者の居住証明書
  - (二) 別居の理由を証明するに足る書類
- 4 前項の場合において、学区制の適用を忌避する旨

- 的をもつて虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることがある。
- 5 学区外及び県外志願者の取扱については、別に定める。
  - 6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものは、それぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。
  - 五 出願期間及び受付場所
    - 1 出願期間 昭和三十九年二月十五日(土)から同年同月二十二日(土)正午まで  
郵送の出願書類は、二月二十一日(金)までの消印のあるものは有効とする。
    - 2 受付場所 各第一志望校(分校志望の場合は、本校とする。)
  - 六 学力検査

- 1 入学志願者は、学力検査を受けなければならない。
- 2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十九年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行なう。
- 3 検査科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭および外国語(英語)の九教科とする。ただし、数学については選択教科としての数学を含み、英語については第三学年において一七五単位時間を履習した程度で学力検査を行なう。
- 4 検査日時
  - 昭和三十九年三月十三日(金)の一日間、九時三十分から次の時間割当によつて全県下一斉に行なう。
 

第一時	九時三十分	—	十時三十分	(六十分)
第二時	十時五十分	—	十一時五十分	(六十分)
第三時	十二時	—	十二時三十分	(二十分)
第四時	十三時二十分	—	十四時二十分	(六十分)

第五時 十四時四十分—十五時四十分(六十分)  
検査会場

検査会場は、各県立高等学校ごとに設ける。  
受検者は、第一志望校に設ける会場で受検するものとする。

6 検査教科時間割当

国語、社会、数学、理科 各四十分  
音楽、美術、保健体育、技術・家庭外国語(英語) 各二十分

7 学力検査問題出題方針

学力検査問題は、次の各項の主旨にそつて出題する。  
(一) 中学校の正常な発展を阻害しないものであること。  
(二) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、又どのような地域の教師でも取り扱うことのできる資料を使つて出題する。  
(三) 中学校における教科の基礎的知識を通じて、理

解力、思考力、推理力、判断力等の素質及び能力を検査することのできるものであること。

(四) 知識偏重におちいつて、記憶にのみ頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

(五) 採点を公平にすることができるよう、採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少なく、かつ、細部にまで絶対値の出るものであること。

(六) 特別の器具、材料を要しないものであること。  
(七) 検査の事務処理を円滑にするものであること。

七、管理委員会

1 管理委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 教育長

総務

高校教育課長

総務補佐

高校教育課長補佐

庶務係長

高校教育課事務係長

係員

高校教育課職員 若干名

問題作成係長

高校教育課指導係長

係員

教育委員会指導主事その他事務局職員及び教育研究所職員 若干名

高等学校及び中学校の教員 若干名

高等学校校長とする。

ただし、各会場責任者は、当該

高等学校校長とする。

会場係長

高校教育課人事係長

高校教育課職員 若干名

各高等学校長及び当該高等学校

の職員 若干名

ただし、各会場責任者は、当該

高等学校とする。

高校教育課指導係長

教育委員会事務局指導主事その他事務局職員及び教育研究所職員 若干名

各高等学校長及び当該高等学校

の職員 若干名

ただし、各会場の採点責任者は、

当該高等学校校長とする。

2 管理委員会は、次の事務を行なう。

庶務 各会場及び係員との連絡、検査に要する経費の処理

その他いづれにも属しない事項

問題作成 検査問題及び模範解答例、採点基準作成並びに印刷

会場 受付、会場準備、検査実施及び終末処理

採点 学力検査の答案採点並びに学力検査成績簿の作成及び送付

3 各会場の採点責任者は、別記第三号様式によつて

学力検査成績簿一部を作成し、各受検者の得点を記入して三月十七日(火)午前十時までに管理委員会へ提出するものとする。

4 提出した成績は、公表しない。

八 入学者の選抜

1 各高等学校校長は、出身中学校長から提出された調査書及び学力検査成績等を資料として選抜を行なう。

この場合において、調査書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取り扱う。

2 学力検査の成績については、実施した全教科の成績を選抜の資料とする。

3 入学者選抜のための身体検査及び面接は、実施しない。ただし、工業学科、水産学科、農業学科農芸化学科及び農業土木科の志願者(第二志望を含む。)に対しては、色神検査及び機能検査を行なう。

4 前項の色神検査、機能検査は、学力検査終了後行なう。

5 色神検査、機能検査  
(一) 工業学科、水産学科及び農業学科農芸化学科並びに農業土木科の志願者は、願書提出前に色神検査、機能検査を受けることができる。

(二) 中学校長は、受検者の名簿を検査の前日までに検査希望学校に提出しなければならない。

(三) 検査を行なう日は、二月六日(木)とする。受検者は、必ず十三時までにそれぞれの学校に集合

しなければならない。

(四) 検査を実施した学校長は、即日受検者に異常の有無を明らかにした証明書を交付しなければならない。

(五) 検査を受けた者は、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

九 入学選抜合格者の発表  
期日 昭和三十九年三月十七日(火) 十二時  
場所 各高等学校

十 注意事項  
1 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

2 入学志願書及び調査書用紙は、東部地区は高校教育課、中・西部地区は教育委員会義務教育課中・西部分室で受け取ること。

3 この要項に関する質疑は、もよりの高等学校に行なうこと。

別記第一号様式

所属学区認定願

現住所

保護者氏名

本人氏名

生年月日

(小学校区)  
(本人との続柄)

私は次の事情により所属学区を認定していただきたいので、特別事情を証明する資料を添えてお願いいたします。

一 保護者現住所

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。  
昭和 年 月 日

出身中学校長

市町村教育委員会教育長

別記第二号様式

県立高等学校志願者所属学区認定書

一 現住所 鳥取県 市郡 町村 番地  
 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地  
 三 出身学校 鳥取県 市郡 町村 中学校第三学年  
 四 氏名

次のとおり県立高等学校の入学出願を認定する。

学校名 鳥取県立 高等学校 課程 学科 科  
 昭和 年 月 日 鳥取県教育委員会

別記第三号様式

学力検査成績簿

受験番号	氏名	出身学校	教 科							合 計
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	

注 全日制、定時制別に作成すること。

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和三十九年度鳥取県立高等学校県外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十八年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和三十九年度鳥取県立高等学校県外

志願者取扱要項

一 昭和三十九年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥

取県公立中学校の出身者(卒業見込の者を含む。)を保護者(親権者又は後見人。以下同じ。)とともに本県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)は次の各号の一に該当する場合は、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合

県名	指定地域	許可学校
兵庫県	美方郡 浜坂町、温泉町 苫田郡 阿波村、加茂町	鳥取工業高等学校 智頭農林高等学校
岡山県	真庭郡 八束村、川上村、中和村	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 倉吉農業高等学校 倉吉工業高等学校
鳥根県	阿西郡 神郷町、新見市千屋 仁多郡 横田町	日野実業高等学校 日野産業高等学校
	八束郡 美保関町	境 高等学校 境港工業高等学校 境水産高等学校

2 前号以外の県外志願者で次のいずれかに該当する場合  
 (1) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき従前の中学校に通学している場合

(1) 昭和三十九年五月三十一日までに確実に保護者とともに鳥取県内に居住する場合  
 (2) 学資支弁者、その他特別の事情により高等学校進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合  
 二 前項第二号によつて県立高等学校に入学を希望する県外志願者は、別記第一号様式による願書に、出身中学校長及び当該都道府県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて、県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。  
 1 2の(1)に該当する場合  
 保護者及び志願者の居住証明書  
 その他実際に居住していることを示す具体的資料  
 2 2の(2)に該当する場合  
 事情を証明するに足る資料  
 3 2の(2)に該当する場合  
 近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書並びに特別事情を証明す

るに足る書類  
 三 願書の受付期間は、二月六日(木)から二月十一日(火)までとする。  
 四 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないものと認められたものについて、別記第二号様式による出願許可書を交付する。  
 別記第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所  
 保護者氏名  
 本人氏名  
 生年月日

(本人との続柄)

五 出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。  
 六 県外志願者については、第二志望を認めない。  
 七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であってもこれを取り消すことがある。

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程  
 さいますよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします

一 保護者現住所  
 二 居住予定地

記

三 出身学校  
 四 特別事情(具体的に詳細に記入する。)  
 昭和 年 月 日  
 鳥取県教育委員会殿  
 前記の事情に相違ないことを証明する。  
 昭和 年 月 日

本人氏名  
 保護者氏名  
 出身中学校長  
 都道府県教育委員会教育長

別記第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

一 現住所 鳥取県 市郡 町村 番地  
 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地  
 三 出身学校 鳥取県 市郡 町村 卒業第三学年  
 四 氏名  
 審査の結果事情やむを得ないものと認め、次のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

00985

一 学校名 鳥取県立 高等学校 課程  
 昭和 年 月 日  
 鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十七号

昭和三十九年度鳥取県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十八年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和三十九年度鳥取県立高等学校学区外志願者取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)第三条ただし書きの規定に基づき、昭和三十九年度県立高等学校入学志願者のうち学区外高等学校に出願するものについては、次の各号に該当する者についてこれを許可する。  
 1' 昭和三十九年五月三十一日までに確実に保護者と

学科 科

鳥取県教育委員会

共に他学区に居住地を変更する場合

2 通学距離、学資支弁者の関係その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の居住地に居住する場合

二 前項各号の一に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別記第一号様式による願書に出身中学校長並びに所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

- (イ) 前項第一号に該当する場合 特別事情を証明するに足る書類
- (ロ) 前項第二号に該当する場合 近親者の居住証明書 親族関係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書  
 特別事情を証明するに足る書類  
 三 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないと認められたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。  
 出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこ

れを添えて提出しなければならない。  
 四 虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であってもこれを取り消し、又は所属学区の高等学校に転校させることがある。  
 五 願書の受付期間は、二月六日(木)から十一日(火)までとする。

別記第一号様式

県立高等学校学区外出願許可願

現住所

(小学校区)

保護者氏名

(本人との続柄)

本人氏名

生年月日

私は次の事情によつて学区外高等学校に入学志願したので、許可してくださいよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地

- 三 出身校
- 四 志望高等学校及び課程・学科・科
- 五 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村教育委員会教育長

別記第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

- 一 現住所 県 市郡 町村
- 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地

㊟

㊟

㊟

㊟



三 出身学校

県

市郡

町村

中学校卒業  
第三学年

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、次のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

学校名 鳥取県立

高等学校

課程

学科

科

昭和

年

月

日

鳥取県教育委員会

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

一部月額二五〇円(送料共)